

廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定書

宮城県及び仙台市（以下「甲」という。）と株式会社出前館（以下「乙」という。）とは、廃棄物の不法投棄の情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宮城県内における廃棄物の不法投棄に関する情報提供について、乙が甲に協力することにより、廃棄物不法投棄の早期発見と投棄の拡大防止を図ることを目的とする。

（実施事項）

第2条 甲及び乙は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。ただし、乙の協力は、乙本来の業務に支障のない範囲において行うものとする。

（1）甲の実施する事項

- イ 不法投棄と思われる状況を発見した場合の情報提供手続等を記載したマニュアルの作成及び乙への提供
- ロ 不法投棄監視協力車両を示すステッカーの作成・配布
- ハ 乙の従業員等を対象とした廃棄物処理に関する基礎知識等説明資料の作成・提供

（2）乙の実施する事項

- イ 乙の従業員等に対する本協定の趣旨の周知
- ロ 乙の従業員等が不法投棄と思われる状況を発見した場合の甲への情報提供
- ハ 乙の従業員等への甲の作成した情報提供手続等を記載したマニュアルの周知
- ニ 乙の従業員等のうち任意に協力を得られる者について、配達車両に甲の作成した不法投棄監視協力車両を示すステッカーの貼り付け

（情報提供先）

第3条 前条第2号ロに規定する不法投棄と思われる状況を発見した場合の情報提供は、不法投棄の内容について、電話又は電子メール、ファクシミリにより、仙台市の区域を除く宮城県内については発見区域を所管する県保健所又は支所に対して、仙台市の区域については仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課に対して行うことを基本とする。ただし、発見区域の所管が不明な場合は、県環境生活部廃棄物対策課に対して行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第2号ロに規定する不法投棄と思われる状況の未発見及び情報提供の精度等に対し責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲は、乙の情報提供について、乙の承諾なしには情報提供者の所属名及び氏名を外部に漏らさないものとする。

（経費）

第6条 この協定に基づき、甲及び乙が実施する事項に要する経費は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

（協定の解除）

第7条 この協定を解除する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第8条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和5年6月12日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

仙台市長 郡和子

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号リンクスクエア新宿
株式会社出前館
代表取締役社長 藤井英雄